

別紙 1

アレルギー物質を含む食品に関する表示について  
 特定原材料 27 品目

規定	特定原材料等の表示	理 由
省令	卵、乳、小麦、えび、かに	症例数が多いもの
	そば、落花生	症状が重篤であり生命に関わるため、特に留意が必要なもの
通知	あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、さけ、さば、大豆、鶏肉、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、バナナ、ごま、カシューナッツ	症例数が少なく、省令で定めるには今後の調査を必要とするもの
	ゼラチン	牛肉・豚由来であることが多く、これらは特定原材料に準ずるものであるため、すでに牛肉・豚肉としての表示が必要であるが、ゼラチンとして単独の表示が多く、また専門家の指摘も多いため